

交渉（全労働省労働組合奈良支部）議事概要（平成24年7月30日）

奈良労働局長（当局）は平成24年7月30日（月）全労働省労働組合奈良支部執行委員長（全労働奈良支部）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

（全労働奈良支部）

1. 給与臨時特例法について

憲法違反の「給与臨時特例法」は直ちに廃止し、違法・不当に引き下げられた賃金を回復するための措置を講じること。

2. 賃金の改善等について

官民格差を解消し、諸手当の改善等公務員給与を職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善すること。

3. 地域主権改革について

労働者保護の後退につながる地方移管・地方移譲は絶対に行わないこと。また、労働者の権利保障は、全国斉一の水準を堅持する必要があることから、労働分野の規制緩和を一切行わないこと。

4. 労働行政体制の拡充について

定員合理化計画・新規採用抑制方針を撤回し、国民本位の労働行政を確立するため、必要な要員を確保すること。

5. 都道府県労働局の新人事制度について

専門性・総合性の維持・向上のため、監督官の専管事項拡大を見直し、技官・事務官の採用・育成を再開すること。また、人事異動については、早期に定着希望地で勤務させること。さらに、制度は、節目で検証し、問題点を解消するとともに、全労働と誠実に対応すること。

6. 労働時間の適正管理について

労働時間の短縮、開庁時間延長の縮小、休憩時間の確保、各種休暇制度等の拡充を行うとともに、勤務時間管理を適正に行い、賃金不払残業などの違法行為の根絶を図ること。

7. 人事評価制度への対応について

人事評価制度が給与制度や中長期的な人事構想にも影響することから、公正な運用を図るとともに、評価の不均衡が生じないように、評価者・調整者に公平な評価のあり方を徹底すること。

8. 相談員等非常勤職員の労働条件改善について

一方的・一律的な雇い止めを行わないこと。昇給制度を設けるとともに、諸手当について拡充すること。また、各種休暇制度の拡充などに努めること。

9. 昇格改善について

「2012年全労働昇格改善統一要求書」の実現を図ること。

10. 労働条件関連予算の拡充等について

安全確保対策、防災対策、実態に見合った旅費、宿舍改善、福利厚生の改善、セクハラパワハラ研修のための予算の確保を図ること。また、節電対策については、職員や行政利用者の健康の確保を考慮すること。さらに、職場環境について、人事院規則を遵守するとともに、行政サービスを後退させないこと。

(当局)

1. 給与臨時特例法及び賃金の改善等について

給与臨時特例法に関しては、立法府での決定であり、何ともできない状況であるが、職員のモチベーション維持・向上のためにも、賃金、諸手当、定員の確保等について本省に対して要望してまいりたい。

2. 地域主権改革について

ハローワークの地方移譲については、当局としては反対の立場である。奈良県「地域就業支援センター」での一体的実施事業の実施はしているが、これが地方移管に繋がらないよう慎重に対応していきたい。

3. 労働行政体制の拡充について

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、新たな業務が生じる一方、職員定数は極めて厳しい状況にあり、当局もかねてより本省に対し新規採用の拡充及び増員について要請しているところであり、引き続き職員等の確保や年度途中の欠員補充について柔軟な対応を可能とするよう厚生労働大臣官房長に上申したところである。

4. 都道府県労働局の新人事制度について

本年1月より従来の運用を一部改正したところである。また、監督官の専管事項等についても検討中であり、必要に応じて本省に対し意見を述べていきたい。

5. 労働時間の適正管理について

休憩時間の確保、超過勤務縮減等が重要であることは認識している。局と各所属長との連携を図りつつ、超過勤務の縮減に努めるとともに、必要となる超過勤務手当の確保について、本省に対して要望したところである。

6. 人事評価制度への対応について

人事評価制度には公正な運用が欠かせないものと考えており、評価者・調整者の意思疎通をはかり、全ての部署の職員に対し公平な評価が行えるよう進めてまいりたい。

7. 相談員等非常勤職員の労働条件改善について

貴重な戦力として活躍していただいている。一部の労働条件に改善を図ってきたが、なお不十分な点もあることから、処遇改善について上申したところである。

8. 昇格改善について

昇格改善については、職員の生活に関わる切実な問題であると同時に、働きがい・生きがいの問題であり、職員の士気に大きく影響するものと認識し、本省担当部局に対しても要求を行っているところである。

9. 労働条件関連予算の拡充等について

庁舎や設備に関する予算については、職員等の安心安全及び快適な職場環境整備並

びに来庁者サービス向上の観点から、引き続き本省に対して必要な予算を要望してまいる。

節電に関しては、職員、来庁者の健康にも十分配慮して実施する。パワハラ・セクハラ研修については、相談を受ける職員の研修を実施するとともに職員研修も実施し、その根絶に努めてまいる。

以上